

# 第 1 1 回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 4 年 9 月 2 1 日 (水曜)		午後 2 時 3 0 分 開会	
	休 憩 14:37-38 15:23-40 15:42-43			
	午後 3 時 5 6 分 閉会			
	休憩時間：0 時間 1 9 分		会議時間：1 時間 0 7 分	
会議場所	3階委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委員	正村紀美子
	副委員長	黒田 栄継	委員	堀切 忠
	委員	常通 直人	委員	橋本 和仁
	委員	西尾 一則		
	委員	柴田 正博		
説 明 員	政策推進課長	石田 哲	生涯学習課長	日下 勝祐
	課長補佐	中田 雅彦	同スポーツ振興係長	梅森 祐之
	同政策調整係長	村上 佳子	都市経営課長	佐藤 季之
	同政策推進係	佐藤 拳伍	同都市経営係長	斎藤 錦
	教育推進課長	有澤 勝昭		
参 考 人				
欠 席 委 員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田敦史	総務係主査 上田瑞紀		
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 芽室町教育大綱の策定について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策推進課長：担当係長から説明の旨を告げる。</li> <li>・政策調整係長：資料説明（大綱の位置付け、策定スケジュール案、大綱案）</li> <li>・委員長：意見・質疑はないか？</li> <li>・（意見・質疑なし）</li> <li>・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">イ 町営水泳プール等整備事業関連 使用料改正の概要について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2-1.2-2</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課長：担当係長から説明の旨を告げる。</li> <li>・スポーツ振興係長：資料説明（主な変更点～当日券・回数券・6か月券の廃止・1か月券の新設・減額免除制度・営利目的の加算割合等、改正後料金、今後のスケジ</li> </ul>				

ルール)

- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・橋本委員：団体の定義は？
- ・生涯学習課長：10名以上を定義している。
- ・橋本委員：10名以上であれば1団体という定義か？
- ・生涯学習課長：お見込みのとおり。基本料金はその定義である。
- ・橋本委員：従前の6か月料金と新料金の1か月料金の設定は、単純計算で割高感があるが、この意図は？
- ・生涯学習課長：社会体育施設全般に及ぶ考えであるが、利用促進と受益者負担の両面のバランスを考慮し設定したもの。平成19年度に設定した現行の6か月料金は、事業者提案では近郊類似施設と比較すると極端に安価との指摘もあり、今回見直すこととした。
- ・橋本委員：これまでの利用者感覚を踏まえると利用者減につながらないか？
- ・生涯学習課長：1回券については従前同様とし、長期の期間券は、近隣自治体の同類施設では設定自体が希少であるため、影響は大きくないものと捉えて見直し案を整理した。
- ・常通委員：温浴施設の料金設定は？
- ・生涯学習課長：事業者が設置・運営する施設であり、町は関与しないため、今回の資料には存在しない。
- ・常通委員：これ（説明資料）とは全く別の設定ということか？
- ・生涯学習課長：民間事業者との打ち合わせでは、公衆浴場の権利を得る方針で取り進めていることを伺っている。この権利取得の有無によって、公衆浴場相当料金かスーパー銭湯相当料金かなど、料金設定が決定するものと想定している。
- ・正村委員：温浴施設の収入と指定管理委託料との関係、影響はどのように考えているのか？
- ・生涯学習課長：温浴施設は、建設、維持管理、事業運営まですべて業者負担のため、委託料金の積算対象外となる。
- ・正村委員：公衆浴場として指定されるか否かは、町の責務とも深くかかわることから、もっと主体的な説明と関与が必要ではないか？
- ・生涯学習課長：温浴施設に係る庁内（役場内）の役割分担としては、教育委員会はプールの付帯施設として、事業者からの任意の提案を承認する立場である。公衆浴場としての認可については、所管は庁内の別セクション（環境土木課）で整理するものである。
- ・正村委員：公衆浴場については、教育委員会は関係ないという認識で良いか？
- ・生涯学習課長：プールの建設に際して、付帯施設として任意に提案されたものであり、公衆浴場の資格を有した際には、別の担当セクションが連携するという意味である。
- ・正村委員：担当業務に関連した動きとして、公衆浴場の資格を取得する事業が展開される見通しがあるのであれば、教育委員会としても当事者意識を持って関わることは必須ではないか？

- ・生涯学習課長：プール建設の担当としては、付帯施設として公衆浴場が機能するための構造確保には関与しているものである。
- ・堀切委員：共通回数券の枚数変更の理由は（12枚→6枚）。
- ・スポーツ振興係長：住民の声を反映した「新規利用者」に対する使いやすさへの改正である。
- ・堀切委員：高校生の割引は？
- ・生涯学習課長：現時点で確定しておらず、今後の検討事項である。
- ・常通委員：つなぐ棟（トレーニング機能）に専門人員配置は常時か？
- ・生涯学習課長：開館時間はインストラクターが常駐という提案を受けている。
- ・正村委員：そもそも論であるが、今回の料金案は「公共施設使用料設定の基本方針（以下「基本方針」という。）」を根拠にした設定と受け止めて良いか？
- ・生涯学習課長：基本方針に沿った形で提案している。しかしながら、今後も改正の予定があることから、その都度適正に見直していく。
- ・正村委員：平成28年時点の基本方針が基準ということか？
- ・生涯学習課長：そのとおりである。
- ・正村委員：単一施設の料金設定、指定管理者の委託料等課題が存在する中で、今後のスケジュールが予定通り進むことは想定できるのか？
- ・生涯学習課長：現行基準を踏まえて、さらに、いっそうの経費の効率化、事業者の提案等も加味して本日提案しているものであり、今後のパブロックコメント等でも住民の皆さんの声を伺いながら必要に応じて修正を加えて、予定のスケジュールに則り進めていきたい。
- ・正村委員：先日の一般質問では、年内に基本方針が整理されると理解している。それを踏まえての料金決定が妥当なプロセスではないか？
- ・生涯学習課長：繰り返しになるが、現行基準に基づいて設定した料金が今回の提案。新たな基準が整理された際には、その時点で見直していきたい。
- ・黒田委員：総合体育館について、現行の6か月券（5,000円）は、体育館内のどの施設も使えるということか？
- ・生涯学習課長：お見込みのとおり。
- ・黒田委員：今後も同じか？
- ・生涯学習課長：今後は、施設ごとに（第1競技場・第2競技場・研修室等）購入していただく考えである。
- ・黒田委員：改正後の案では、利用者の負担が大幅に増える見込みとなるが、いかがか？事業者からの提案として、これまでの利用料金が安価過ぎたための是正という考えは理解するものの、仮に利用者が減少した場合には、指定管理料への影響が生じることが想定できるのではないか？
- ・生涯学習課長：利用促進と受益者負担との関係を考慮し、他の自治体の類似施設を参考に、さらに事業者提案を含めて検討したものだが、今後、いっそう検討していきたい。
- ・黒田委員：指定管理料との関係（見通し）は、念頭に置くべき重要な要素と考える。あらかじめシミュレーションして提案されるべきでないか？

- ・生涯学習課長：プール等の事業関連施設は利用料金制度を導入する。資料では、プールについて新料金体系に「上限」を設定しているのがその意味である。他の施設については、今後、改修等を予定していることから、その後に同じように「上限設定」をする予定である。事業者に委ねているのは、この上限の範囲内の料金設定であり、指定管理料金の積算根拠となるものである。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。

ウ 先進地事務調査について 資料3

- ・黒田委員：10月4日予定の事務調査に係る資料説明（目的、視察先、日程、予算、派遣委員等、行程、質問項目）。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「ウ」を終了する。

エ 厚生文教常任委員会所管施設調査について 資料4

- ・黒田委員：10月7日予定の所管施設調査に係る資料説明（概要、スケジュール）。
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「エ」を終了する。

- ・委員長：お諮りする。調査事項「ア」について、自由討議はあるか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：特に自由討議はせずに終了とする。

- ・委員長：調査事項「イ」について、自由討議はあるか？
- ・橋本委員：継続して調査すべきと考える。
- ・正村委員：新たな基本方針が示されてからでないと、個別施設の料金設定の是非は議論できない。また、指定管理料のリスク分担についても、基本的考え方が示されないと協議に移行できないため、継続調査すべきである。
- ・常通委員：本日示された町のスケジュールに影響の出ない範囲で、継続調査すべきと考える。
- ・黒田委員：町のイニシアチブが見えにくく、かつ、事業者の提案に係る町の主体的な関与、さらには、町民利用者にとっての料金設定の視点についても曖昧な感じであった。継続調査すべきと考える。
- ・委員長：12月議会での条例改正提案を目指しているが、まだ不明瞭な部分も否め

ないことから、10月中の継続調査を予定する。

- ・委員長：調査事項「ウ」「エ」は自由討議はなしとする。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について  
正副一任とする。

(2) その他

- ・委員長：9月の振り返りについて、今月中に委員長あてに提出を求める。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・委員長：委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？
- ・(なし)

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年9月21日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎